



学校施設跡地利活用計画を策定しました

～ 旧赤羽中学校 ～

区では、区立学校の適正配置方針により閉校が決定し、現在暫定利用中の2つの学校施設跡地（旧清至中学校、旧赤羽中学校）の「利活用計画（案）」を平成 28 年 12 月に公表し、区民の皆様から意見を募集しました。このたび、利活用計画（案）に寄せられた意見を踏まえ、各学校施設跡地の利活用計画を策定しました。今後は、この「利活用計画」に基づき、適宜情報提供に努めながら事業を進めてまいります。

■ 利活用計画 ■

【コンセプト】

安全で災害に強く誰もがいきいきと健やかにくらせるまち

【基本的方向】

①安全で災害に強いまちづくりのための有効利用

地震や水害への対応等地域の防災性を高めるため、道路事業や広場等のオープンスペースの確保、垂直避難への対応等により、防災まちづくりを推進し、安全で災害に強いまちづくりのために有効利用する。

②保育所待機児童の解消

保育需要の急速な高まりに対応することで「子育てするなら北区が一番」をより確実なものにするため、保育施設の設置を検討する。

③介護と医療機能の確保

誰もが安心・安全に住み慣れたまちで、その人らしく充実して元気でくらせるよう、介護と医療連携の機能を有する病院等医療機関や老人保健施設等高齢者施設の誘致等、地域課題の解決につながる利活用を検討する。

【事業手法】

- 施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を基本に地震・水害をはじめとした災害に対する防災への配慮、保育需要の高まりへの対応、高齢化率の高い当地域の実情を十分考慮した地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討する。
- 東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、都市計画道路の整備に必要な用地の売却とともに、施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討する。
- 売却または貸付の決定にあたっては、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ十分に検討する。

■計画策定までの経緯■

平成 28 年 6 月に、学識経験者、区民代表等からなる検討委員会を設置し、区民の皆様のご意見をいただきながら検討を進めました。

平成 28 年 6 月	・北区学校施設跡地利活用検討委員会 設置	検討委員会 6月～11月全5回開催
7 月	・区民意見募集 ・地域代表者との意見交換会	
11 月	・検討委員会より各学校施設跡地利活用検討の最終報告	
12 月	・区による利活用計画（案）策定 ・パブリックコメント（区民意見公募手続）実施	
平成 29 年 1 月	・跡地ごとに利活用計画（案）地域説明会開催	
2 月	・パブリックコメント実施結果公表	
3 月	・学校施設跡地利活用計画策定	



パブリックコメント(区民意見公募手続)実施結果の一部をお知らせします

●意見募集期間：平成28年12月20日(火)～平成29年1月24日(火)

●意見提出者数：406名 ●意見総数：1,633件

●寄せられた全意見の概要は、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、区立図書館(昭和町図書館を除く)でご覧になれます。【閲覧期間：平成29年2月20日(月)～平成29年4月28日(金)】

ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/kikaku/pubcom/gakkourikatsuyouanpubcom.html>



★現在の学校をそのまま一部必要に応じて補強し利用すること。

【区の考え方】

施設の経年化や老朽化に伴い、引き続き使用する場合には施設の維持修繕や管理費の増大によるかなりの財政負担が予想されます。また、コンセプトに沿った活用を図る上で、現状の建物を使用し続けるのは難しい状況ではないかと考えています。施設の整備にあたっては、地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討してまいります。



★検討委員会で補助86号線事業のことは切り離して検討することだったので、基本的方向①にある「道路事業」の文言は削除を。都から検討依頼のあった代替地については、提供の是非を検討会で協議していないので、代替地に関するすべての文言の削除を。

【区の考え方】

利活用計画(案)は、検討委員会での議論を踏まえ取りまとめられた東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会最終報告書に基づき策定しております。首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしており、区として協力していくことが必要と考えております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆様の生活の変化等を最小限に留めることが区の債務であるとと考えております。



★「東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、…」の文章で「条件が整った上で」をもう少し具体的にしないとどうとも解釈できる。この文言は、「補助86号線裁判の結果が出て、条件が整った上で」と改める。条件が整うかどうかかわからないことから「代替地」や「売却」等の文言は削除すること。

【区の考え方】

首都直下地震の切迫性などを踏まえると、特定整備路線の整備は延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保など、木造密集地域の防災性の向上をさせる上で、極めて重要な取り組みと認識をしており、区として協力していくことが必要と考えております。また、代替地については、道路事業によって影響を受ける地域住民の皆様の生活の変化等を最小限に留めることが区の債務であるとと考えております。条件につきましては、協議を行う上でさまざまなことが想定されると認識しております。



★保育施設、医療機関の誘致は賛成だが、住宅密集地でもあるので避難所機能としての体育館、校庭の空間は残して欲しい。利便性の高い立地なので、売却せずに区民のための空間を創設して欲しい。

【区の考え方】

利活用計画(案)では、地震や水害への対応等地域の防災性を高め、安全で災害に強いまちづくりのために有効利用することを基本的方向と位置づけております。利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。



★学校跡地の一部を自治会館の敷地として提供してほしい。

★地元の防災拠点として土地活用するため、跡地の一部を地元町会に貸付してほしい。

【区の考え方】

利活用計画(案)の基本的方向では防災機能の確保も視野に入れていることや、また、事業手法にもあるように、災害に対する防災への配慮などの地域の実状を考慮した地域貢献など条件を付したうえで、本格活用を図ることになっています。事業の具体化にあたっては、他の町会・自治会との公平性の観点も踏まえながら、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討を進めてまいります。



★検討委員会では、売却すべきでないという意見がたびたび出ていた。利活用計画案から「売却」の文言の削除をしてほしい。

★売却ではなく貸付にした方がよい。

【区の考え方】

利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。



★補助86号線の問題は裁判で係争中なので、利活用計画は先延ばしにして、再度立案の時は地元住民と町会の了解を得て、住民説明会をしてほしい。

【区の考え方】

再度の説明会は予定しておりませんが、今後とも的確な情報提供に努めてまいります。また、学校施設跡地は、区民共通の貴重な資産という認識のもと、有効な活用に努めていくことが重要であるとと考えております。